

令和4年度 作州津山商工会 第3回理事会 次第

日 時 令和4年12月8日(木) 午後3時～
場 所 津山鶴山ホテル2階「鶴の間」

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 協議事項(書記:倉田)

- (1) 新規加入者の諾否並びに脱会者の報告について・・・(資料1)
- (2) 定款の改正(役員定数案)について・・・(資料2)
- (3) 規程の改正(案)について・・・(資料3)
- (4) 役員研修会(案)について・・・(資料4)

4. 報告事項

- (1) 商工会重点・主要事業の進捗状況について・・・(資料5)
- (2) 商工会組織目標の進捗状況について・・・(資料6)

5. その他

- (1) マイナンバーカード出張申請について・・・(資料7)
- (2) 津山市小規模事業者等物価高騰対策支援事業について・・・(資料8)
- (3) 新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行への対応について(資料9)
- (4) 次回の会議予定

*令和5年3月23日(木) 14時:第4回理事会

(5) その他

6. 閉 会

令和4年度 会員の加入・脱会について

資料1

(令和4年9月28日～令和4年12月7日)

入会

NO	受付日	事業所名	代表者氏名	地区	業種	備考	区分
1	11月4日	岡原建設	岡原誠治	奈義 柿	一般土木建築工事業	個人	定款
2	11月11日	株式会社ナカモト	久常敦之	勝北 上野田	金属製品製造業	法人	法定
3	11月14日	平尾架建	平尾龍也	勝北 西中	建築業	個人	定款
4	11月25日		宇治安治	加茂 宇野	林業サービス業	個人	法定
5	11月28日	福田精米所	福田洋三	勝北 坂上	特定米穀卸売業	個人	法定
6	12月2日	Dental Lab. 樹	赤松弘樹	加茂 黒木	サービス業(歯科技工士)	個人	定款

脱会

NO	受付日	事業所名	代表者氏名	地区	業種	理由	区分
1	11月1日	キコリコ工房	鷹取克治	奈義 柿	木製家具製造業	廃業	法定
2	11月4日	岡原建設	岡原晋策	奈義 柿	一般土木建築工事業	事業承継	法定
3	11月10日	河本工業	河本一三	勝北 下野田	左官工事業	廃業	法定
4	11月28日	福田精米所	福田 清	勝北 坂上	特定米穀卸売業	本人死亡	法定

令和4年9月27日現在 会員数

675名

【内訳】

	勝北	加茂・阿波	久米	奈義	合計
法定	164	123	166	159	612
定款	6	6	2	8	22
特別	8	8	19	6	41
合計	178	137	187	173	675

加入 6名

脱会 4名

令和4年12月7日現在 会員数

677名

【内訳】

	勝北	加茂・阿波	久米	奈義	合計
法定	164	124	166	157	611
定款	7	7	2	9	25
特別	8	8	19	6	41
合計	179	139	187	172	677

資料 2

定款の改正（役員定数案）について

改正理由

令和3年3月23日付け理事会で議決した商工会基盤・機能強化検討会議実施計画に基づき、商工会合併後における役員定数の適正化を図るため、令和4年9月27日付け理事会協議にしたがい理事数を現行30人から26人に改める。

改正内容

新旧対照表のとおり

改正前	改正後
第4章 役員 (役員)	第4章 役員 (役員)
第19条 本商工会に、次の役員を置く。	第19条 本商工会に、次の役員を置く。
(1) 会長 1人	(1) 会長 1人
(2) 副会長 2人	(2) 副会長 2人
(3) 理事 <u>30人</u>	(3) 理事 <u>26人</u>
(4) 監事 2人	(4) 監事 2人

作州津山商工会「監理団体の業務の運営に関する規程」の廃止について

改正理由 全国的に外国人技能実習生におけるトラブル多発を受けて、外国人技能実習機構による指導監査も厳格化されてきている。そんな中、作州津山商工会で管理する技能実習生は令和4年11月で実習期間を終え、全員帰国となった。今後に向けては、管理団体として扱える業務（型枠施工技能実習）と外国人技能実習生を希望する事業者（型枠以外の業務も必要）との間にギャップが生じており、作州津山商工会が管理団体として適正な業務を継続することが困難になっているため。

改正内容 作州津山商工会「監理団体の業務の運営に関する規程」の廃止。

(目的)

第1条 この規程は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令（以下「技能実習関係法令」という。）に基づいて、本事業所において監理事業を行うに当たって必要な事項について、規程として定めるものである。

(求人)

第2条 本事業所は、型枠施工技能実習に関するものに限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理する。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認める場合、又は団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示をしない場合は、その申込みを受理しない。

- 2 求人の申込みは、団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型実習実施者になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人が直接来所し申し込むものとする。
- 3 求人申込みの際には、業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付により明示する。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示する。
- 4 求人受付の際には、監理費を、別表の監理費表に基づき徴収するものとする。

(求職)

第3条 本事業所は、技能実習に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理する。ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しない。

- 2 求職申込みは、団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人（外国の送出国から求職の申込みの取次ぎを受けるときは、外国の送出国）から、申し込むものとする。

(技能実習に関する職業紹介)

第4条 団体監理型技能実習生等に対しては、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう最善を尽くすものとする。

- 2 団体監理型実習実施者等に対しては、その希望に適合する団体監理型技能実習生等を極力世話する。
- 3 技能実習職業紹介に際しては、団体監理型技能実習生等に、技能実習に関する職業紹介において、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付により明示する。ただし、技能実習に関する職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行う。
- 4 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって技能実習に関する職業紹介の労をとる。
- 5 本事業所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は団体監理型実習実施者等に、技能実習に関する職業紹介をしない。

(団体監理型技能実習の実施に関する監理)

第5条 団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者の指揮の下、主務省令第52条第1号イからホまでに定める方法（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法）によって3か月に1回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由に該当する疑いがあると認めるときは、直ちに監査を行う。

- 2 第1号団体監理型技能実習に係る実習監理にあっては、監理責任者の指揮の下、1か月に1回以上の頻度で、団体

監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法による確認）を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行う。

- 3 技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介をしてはならない。
- 4 第一号団体監理型技能実習にあっては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させてはならない。
- 5 技能実習計画作成の指導に当たって、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第52条第8号イからハに規定する観点から指導を行う。
- 6 技能実習生の帰国旅費（第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。）を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講ずる。
- 7 団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取決めをしてはならない。
- 8 実習監理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置を講ずる。
- 9 本事業所内に監理団体の許可証を備え付けるとともに、本事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、本規程を掲示する。
- 10 技能実習の実施が困難となった場合には、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、他の監理団体等との連絡調整等を行う。
- 11 上記のほか、技能実習関係法令に従って業務を実施する。

（監理責任者）

第6条 本事業所の監理責任者は、岡田靖彦、山浦知明、藤原優子とする。

2 監理責任者は、以下に関する事項を統括管理する。

- (1) 団体監理型技能実習生の受入れの準備
- (2) 団体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整
- (3) 団体監理型技能実習生の保護
- (4) 団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理
- (5) 団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関すること
- (6) 国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整

（監理費の徴収）

第7条 監理費は、団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収する。

2 監理費（講習費）は、入国前講習に要する費用にあっては入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあっては入国後講習の開始日以降に、団体監理型実習実施者等から徴収する。その額は、監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、第一号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。）の額を超えない額とする。

3 監理費（監査指導費）は、団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から徴収する。その額は、団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用（団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。）の額を超えない額とする。

4 監理費（その他諸経費）は、当該費用が必要となった時以降に団体監理型実習実施者等から徴収する。その額は、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る。）の額を超えない額とする。

（その他）

第8条 本事業所は、外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等からの苦情があった場合には、迅速に、適切に対応する。

2 雇用関係の成立後、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等の両方から本事業所に対して、その報告をすること。また、技能実習に関する職業紹介をされたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかった場合にも同様に報告を行うこと。

3 本事業所は、団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱うものとする。

4 本事業所は、団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等に対し、その申込みの受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱い等一切行ってはならない。

5 本事業所の取扱職種の範囲等は、型枠施工とする。

附則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。(平成29年5月10日 理事会議決)

この規程の一部改正は、令和元年6月15日から施行する。(令和2年12月8日 理事会議決)

この規程の一部改正は、令和4年7月11日から施行する。(令和4年9月27日 理事会議決)

作州津山商工会役員研修会（案）について

1. 日 程：令和5年7月中 一泊二日

※ 例年は2月実施だが、新型コロナとインフルエンザの同時流行時季を回避する。

2. 研 修 先：鳥取県

3. 負 担 金：予算経費の1/3程度

※ 例年は1/2だが、2カ年実施を延期しているため負担を軽減する。

4. 旅 程：久米支所 13時30分発～加茂支所～勝北本部～奈義支所
～車中研修～羽合温泉「望湖楼」16時30分着（宿泊）
望湖楼9時発～鳥取港「かろいち」視察研修～奈義支所
～勝北本部～加茂支所～久米支所 12：30分着（散会）

5. 参加募集：5月中

令和4年度 事業計画書

1. ポストコロナに向けた事業者への支援・・・重点事業

- ポストコロナに向けた「業績回復」と「事業機会獲得」への支援
 - ・計画作成からフォローアップまでのPDCAサイクルによる支援
 - ・商品開発・販路開拓による事業機会獲得の支援
 - ・地域経済動向の調査・分析と施策要望
- ポストコロナに向けた環境整備・再起の支援
 - ・地域消費喚起対策「プレミアム商品券」の発行
 - ・DX推進に向けたIT化を活用した業務効率化の支援
 - ・インボイス制度への対応支援

2. 経営環境に対応するための事業継続力・リスクマネジメント強化・・・重点事業

- 感染症・災害に対応する事業継続計画「BCP」策定支援
 - ・業種に応じた事業継続力強化計画の作成支援
 - ・様々なリスクに対応した組織作りの支援
- リスクマネジメント力の向上のための共済推進
 - ・共済を利用した全方位型の支援

3. 小規模事業者への伴走支援による「稼ぐ力」の強化・・・重点事業

- 第2期経営発達支援計画の実施
 - ・伴走型小規模事業者支援推進事業の実施
 - ・市場分析、景気動向調査結果の実施と公表
 - ・経営状況シートによる経営分析の実施
 - ・伴走支援によるフォローアップの実施
- 経営計画作成による伴走型支援の推進
 - ・経営革新計画策定、補助金申請等の支援
 - ・事業承継診断、事業承継計画の策定支援
 - ・後継人材の育成と創業支援の実施
 - ・オンラインを活用した新たな販路開拓支援

経営改善普及事業

○経営支援の実施

- ・経営・事業承継・創業・金融・税務・情報化・労働・取引・リスクマネジメントに係る基礎的な経営支援
- ・各種相談会・専門家派遣の実施

(1) 基礎的経営支援

- ・経営分析、計画策定、フォローアップなど経営全般の支援
- ・経営革新計画、経営力向上計画、先端設備導入計画などの策定支援
- ・経営改善計画、事業再開計画の策定支援
- ・ものづくり補助金、持続化補助金申請に繋がる計画策定支援
- ・6次産業化事業計画、各省庁の補助金申請に繋がる計画策定支援

(2) 事業承継及び創業の推進支援

- ・津山市・奈義町と一体になった特定創業支援事業の実施
- ・各種補助金等を活用した事業承継の円滑化
- ・事業承継計画・創業計画の策定支援

(3) 金融支援

- ・日本政策金融公庫、岡山県信用保証協会等と連携した支援
- ・小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経資金）の推進
- ・各金融機関、行政と連携した融資制度等への斡旋

(4) 税務・経理支援

- ・インボイス制度の周知と導入支援
- ・青色申告等の決算及び申告に関する指導
- ・「小規模支援システム」MOMOによる記帳代行の実施
- ・津山税務署及び中国税理士会津山支部と連携した支援

(5) 情報化支援

- ・ITの利活用による生産性向上支援
- ・ITベンダーとの連携によるネットワーク・インフラ整備の支援
- ・企業情報の発信システム（GOOPE）導入支援

(6) 労働支援

- ・労働保険・各種助成金に関する情報提供及び基礎的支援
- ・労働保険事務組合による事務代行

(7) 取引支援

- ・国内の物産展・商談会の出展による販路拡大支援
- ・海外展開のための物産展等の参加に係る販路拡大支援
- ・取引企業の信用調査と情報提供（帝国データバンク・東京商工リサーチ等）

(8) リスクマネジメント支援

- ・商工貯蓄共済・会員福祉共済の推進
- ・企業共済、中退共、倒産防止共済の推進
- ・BCPに係る各種共済制度の推進

地域及び地域経済の持続的発展支援

- 作州津山商工会 事業継続力強化支援計画の実施
 - ・事業継続力強化計画認定に向けた支援体制の構築
 - ・災害リスクに対する情報発信と情報網の整備
 - ・関係機関との情報共有による連携強化

- 販路開拓支援事業の実施
 - ・地域内需要獲得講習会の実施
 - ・県連主催「オールおかやま」商工会マルシェへの参加
 - ・各種物産展・商談会等への参加

- 行政（津山市・奈義町）、関係機関との交流、協調
 - ・行政等への意見具申・陳情
 - ・行政との座談会の実施
 - ・美作国商工団体連絡協議会への協力

商工会組織力強化と支援体制の整備

- 「商工会のあり方」指針に基づく体制構築と取り組み
 - ・デジタル化社会に対応したネットワーク体制の構築
 - ・自主財源確保による財政力の強化

- 会員加入推進による組織力強化
 - ・商工会活動浸透率の向上のため非会員への定期訪問の実施
 - ・地域内事業所の情報収集と状況調査の実施

- 会員相互の連携強化
 - ・会員親睦事業の実施
 - ・会員交流ゴルフ大会の実施

次代を担う地域人材の育成（青年部・女性部）

- ・提案公募型事業の企画・実施
- ・ビジネスコミュニティ型補助金の申請・実施
- ・資質向上に係る講習会・研修会の実施
- ・部員相互の親睦・交流活動の実施

商業振興事業（商業部会）

- ・地域経済活性化のための共通商品券“はばたき”の発行と運用
- ・商品券「はばたき」HPの整備と運用
- ・視察研修（物産展等）

- ・地域産品の育成（さんさん晴れのめぐみ商品認証等）

工業振興事業（工業部会）

- ・「地域課題解決」事業の実施
- ・津山市空き家対策事業への協力
- ・管内工業事業者の相互交流及び情報交換の推進
- ・視察研修（工業展等）

観光振興事業

- ・管内で実施される観光関連事業への協力
- ・行政・観光協会との協力・協調

情報化推進事業

- ・小規模支援システムの活用強化
- ・SMSを利用した会員情報網の構築
- ・経営計画作成動画の作成と活用
- ・WEBを活用した講習会・相談会の実施

広報活動事業

- ・会報「商工会だより」の発行 7月、12月
- ・商工会の日（6月10日）PRチラシの発行
- ・作州津山商工会HPの整備と運用

資料6

令和4年度 作州津山商工会組織目標

○経営革新、事業承継診断、福祉共済は特別報奨対象項目

実施内容	目標	実績 R4.12.8現在	達成率	備考
組織率 %	65	62.6	96.3%	法定会員÷商工業者数
巡回件数 数	3,400	2,262	66.5%	
巡回率(活動浸透率) %	100	73.55	73.6%	
経営革新計画 件	4	3	75.0%	
各種補助金(事業完了) 件	36	0	0.0%	小規模事業者持続化補助金、ものづくり補助金、再構築補助金ほか
事業継続力強化計画等 件	24	9	37.5%	経営力向上計画、先端設備投入計画
事業承継診断等 件	71	65	91.5%	事業承継診断、Co派遣、経営者保証解除、承継計画、創業支援
マル経融資 件	36	17	47.2%	
会員加入推進(純増) 件	15	10	66.7%	
記帳代行 件	6	6	100.0%	
貯蓄共済 口	90	16	17.8%	
福祉共済 口	30	20	66.7%	
国の三共済 口	20	6	30.0%	小規模企業共済、倒産防止共済、中退共

令和4年度 作州津山商工会組織目標

令和4年12月8日現在

経営革新 目標：4件

補助金等採択（国・県） 目標：国補助金完了36件

BCP等 目標：24件

組織率 目標：65%

支所	認定
勝北	2
加茂	0
久米	0
奈義	1
合計	3
進捗率	75%

支所	内訳	持続化	その他	合計
勝北	申請	8	6	14
	採択	8	5	13
加茂	申請	2	1	3
	採択	2	0	2
久米	申請	3	1	4
	採択	1	1	2
奈義	申請	5	3	8
	採択	3	2	5
合計	申請数	18	11	29
	採択数	14	8	22
	採択率			76%

支所	認定
勝北	1
加茂	6
久米	2
奈義	0
合計	9
進捗率	38%

商工業者	法定会員
勝北	
257	164
加茂	
184	123
久米	
304	166
奈義	
233	159
全体	
978	612
10.1組織率	62.6%

申請中11件

マル経融資 目標：36件

地区/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
勝北	0	0	0	1	1	2	2	2	0	0	0	0	8
加茂	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久米	0	2	1	2	2	0	1	1	0	0	0	0	9
奈義	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	2	3	6	9	11	14	17	17	17	17	17	17
進捗	0.0%	5.6%	8.3%	16.7%	25.0%	30.6%	38.9%	47.2%	47.2%	47.2%	47.2%	47.2%	47.2%

事業承継診断件数等の合計 目標：35件（事業承継診断24件・承継計画2件・CO派遣6件・経営者保証派遣3件）

地区/月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	事業承継 診断合計	承継計画	CO派遣	経営者 保証派遣	合計
勝北	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	5
加茂	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	2	0	5
久米	16	0	0	0	0	0	0	0	16	0	0	0	16
奈義	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
合計	24	24	24	24	24	24	24	24	24	2	2	0	28
進捗	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	33.3%	0.0%	80.0%

事業承継診断件数等・創業支援者数の合計 目標：36件

地区/月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	事業承継 診断合計	創業支援	合計
勝北	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
加茂	8	0	0	0	2	0	0	0	10	7	17
久米	2	0	0	0	0	0	0	0	2	3	5
奈義	1	0	0	0	0	0	0	0	1	11	12
合計	11	11	11	11	13	13	13	13	13	24	37
進捗											102.8%

巡回件数 目標：3,400件

巡回率(対小規模事業者) 目標：100%

窓口相談 目標：3,000件

支所	巡回目標	巡回実績	達成率
本部	600	373	62.17%
勝北	700	442	63.14%
加茂	700	546	78.00%
久米	700	460	65.71%
奈義	700	461	65.86%
合計	3,400	2,282	67.12%

支所	巡回数	対象	達成率
勝北	146	232	62.93%
加茂	177	178	99.44%
久米	179	277	64.62%
奈義	157	209	75.12%
合計	659	896	73.55%

支所	窓口目標	窓口実績	達成率
勝北	800	446	55.75%
加茂	700	287	41.00%
久米	750	575	76.67%
奈義	750	323	43.07%
合計	3,000	1,631	54.37%



岡山県マイナンバーカード

岡山県
OKAYAMA PREFECTURE

資料 7

申請のタイミングを逃している
あなたに、チャンスです!

マイナンバーカード申請



マイナンバー
マイナカード

出張サポート開催中

素早く
簡単申請

写真撮影
無料!

予約
不要

【当日お持ちいただくもの】

下記の書類をお持ちの方は、会場へお持ちください。

QRコード付き[※]
交付申請書をお持ちください

※QRコード付き交付申請書(通知カード)どちらもお持ちでない方は、コンビニで印刷し、必ずしも会場での無料撮影と申請書の作成方法をご案内します。
※QRコードは個人マイナンバーウェブの登録情報です。



マイナンバーカードの魅力

1 公的な
本人確認書類になる

2 コンビニで各種
証明書が取得可能

3 健康保険証として
利用できる

4 オンラインでの
口座開設に利用できる

5 行政手続きを
オンラインで申請

6 ワクチンパスポートの
発行ができる

マイナポイント第2弾実施中!

1 マイナンバーカードを新規取得
最大 **5,000円** 相当の
ポイント

2 健康保険証としての利用登録
7,500円 相当の
ポイント

3 公営受取口座の登録
7,500円 相当の
ポイント

マイナンバーカードを既に取得した方のうち、
実行マイナポイントの未申請者を含みます。

すでに登録した方、
利用申込みを行った方を含みます。

申請サポート
派遣先企業・団体
募集中!

企業・団体関係者様へ
事業所などでの申請サポートをご希望の方はこちらにお電話いただき、
企業・団体名、希望人数、連絡先をお伝えください。
TEL 0120-907626

万全の感染症対策でお待ちしております!
パーティション設置や整理券配布等の感染拡大防止対策を万全にして実施します。



マイナンバーカードが 皆さんの企業で申請できます!! ～出張申請受付サービスのご案内～

「仕事が忙しくて時間が取れない」「申請方法が分からない」などのお悩みに…
市職員が企業に出向き、マイナンバーカードの申請受付を行います。
出来上がったカードはご自宅に送付します。(市役所へ受取りに来ていただく必要はありません。)その場で、顔写真も撮影いたします。
ぜひ、この機会に出張申請をご利用ください。



出張申請の申込みについて

- 対象 市内企業
 - ・津山市に住民登録がある申請者が、5人程度以上の場合に申込み可能(申請のみ、津山市以外の住所の方もOK)
 - ・申込企業で、会議(電源必要)や机・椅子などのご準備をお願いします
- 実施日時 企業の担当者と調整し、決定します。
月曜日から金曜日の午前9時半から午後4時まで
(それ以外の時間帯については応相談)
- 申込書(※2)を実施希望日の14日前までに市民窓口へメール又はFAXでご提出ください。
※2申込書は、市民窓口で届けて、もしくはホームページからダウンロードしてください
- 日程調整後、申請者名簿をご提出ください。

申請時の必要書類

- ・本人確認書類 写真付きの身分証明(必須)と保険証などの2点(詳細は実施要領参照)
- ・通知カード(お持ちの方のみ) ・住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
- ・その他書類については、事前配布もしくは当日記入いただきます

詳しくは、こちらのHPをご覧ください!

問い合わせ先
津山市役所市民窓口課 TEL:32-2062
E-mail: shimin@city.tsuyama.lg.jp
HP:
<https://www.city.tsuyama.lg.jp/s/3fe/index2.php?id=8247>

マイナンバーカード出張申請受付申込書

以下の欄を記入し、申込先に申し込みください。

1 申込団体情報

①企業名又は団体名		②申請者数	約 名
③企業住所又は会場住所		④会場名 (企業の場合記入不要)	
⑤担当窓口 (部署名)		(ふりがな) ⑥担当者氏名	
⑦電話番号			
⑧Mail			

2 申請受付希望日時

	希望日(※月曜を除く平日のみ)	希望時間帯
希望日時1	年 月 日()	10:00～ 13:00～ その他(: ~ :)
希望日時2	年 月 日()	10:00～ 13:00～ その他(: ~ :)

※後日、実施日を決定のうえご連絡いたします。

※申込者数によって、希望日時以外での受付をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

申込先	〒708-8501 津山市山北520 津山市役所市民窓口課 TEL/FAX 0868-32-2052 / 0868-32-2158 E-Mail: shimin@city.tsuayama.jp
-----	---

※市記入欄

受付年月日		実施日	年 月 日()
受付者		実施時間	: ~ : / : ~ :
出張職員名			
備考			

【令和4年11月15日時点】

津山市小規模事業者等物価高騰対策支援事業

津山市では、物価高騰・エネルギー価格高騰により深刻な影響を受けている小規模事業者の負担軽減を図るため、電気・ガスのエネルギー経費に応じて、支援金を交付します。

① 交付対象者

常時使用する従業員が20名以下で、下記を満たす事業者

法人

市内に本拠※を有する法人

⇒法人が有する市内外の事業所が、事業活動のために使用した電気・ガス料金が交付対象

※主たる事務所（本社、本店等）又はその従たる事務所（支社、支店等）であって、最も売上が多い等、事業活動の中核となる場所

個人事業主

下記(1)(2)いずれかに該当する個人事業主

(1) 市内に住民票がある個人事業主

⇒個人事業主が有する市内外の事業所が、事業活動のために使用した電気・ガス料金が交付対象

(2) 市内に住民票がないが、市内に事業所を有する個人事業主

⇒個人事業主が有する市内の事業所が、事業活動のために使用した電気・ガス料金が交付対象

※上記にかかわらず、次の方は対象外となります

○政治団体 ○宗教上の組織若しくは団体 ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4号及び第5号に規定する者、同条に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者 ○その他、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないとして市長が判断する者

② 交付要件

下記(1)～(3)すべてに該当する場合のみ、申請可能

(1) 交付対象となる事業所が、事業活動のために使用した

令和4年1月分～10月分の任意1ヶ月の電気料金とガス料金(都市ガス・LPガス)の合計が1万円以上

(2) 直近の確定申告を行っている（個人事業主は「営業等収入・農業収入・不動産収入のいずれか」

についての「令和3年の確定申告」または「令和4年度住民税申告」）

※ただし、事業開始間もない者は、法人設立届出書又は個人事業主開業届出書の写し。

(3) 津山市の下記の物価高騰対策支援金を受けていない（受ける予定もない）

- | | |
|---|----------------------------|
| ○後援施設等物価高騰対策支援事業：生活福祉課 | ○障害者施設等物価高騰対策支援事業：障害福祉課 |
| ○高齢者施設等物価高騰対策支援事業：高齢介護課 | ○放課後児童クラブ物価高騰対策支援事業：子育て推進室 |
| ○児童養護施設等物価高騰対策支援事業：子ども子育て相談室 | ○障害児施設等物価高騰対策支援事業：障害福祉課 |
| ○民間保育園等物価高騰対策支援事業：子ども保育課 | ○区庁機関等物価高騰対策支援事業：健康増進課 |
| ○認定産業者等物価高騰対策支援事業：農業振興課 | ○学校給食物価高騰対策支援事業：保健給食課 |
| ○公共交通等事業者物価高騰対策支援事業（LPガスに対する支援金が重複する場合）：商業交通政策課 | |

③ 支援額（1事業者1回限り）

・交付対象となる事業所が、事業活動のために使用した

令和4年1月分～10月分の「任意1ヶ月分の（電気料金＋ガス料金）×30%×12ヶ月」

（都市ガス・LPガス） 且1,000円未満切り捨て

・上限額 法人：上限10万円 個人事業主：上限5万円

裏面に続きます

④ 申請に必要な書類

交付要件を確認するため、下記以外にも書類の提出を求める場合がございます。

- (1) チェックシート
- (2) 交付申請書兼請求書兼実績報告書（様式第1号又は2号）
- (3) 計算書（様式第3号）
- (4) **令和3年の確定申告書等の写し**
法人：直近の事業年度の「法人税確定申告書別表一」と「法人事業概況説明書(1・2枚目)」の写し
個人事業主
・青色申告者：令和3年分の「確定申告書B第一表」と「所得税青色申告決算書(1・2枚目)」の写し
・白色申告者：令和3年分の「確定申告書B第一表」と「収支内訳書(1・2枚目)」の写し
・住民税申告者：令和4年度分の「住民税申告書」の写し
※事業開始間もない者は、法人設立届出書又は個人事業主開業届出書の写し。
- (5) **交付対象となる事業所の所在地を証する書類**
※確定申告書、営業許可証、ホームページ画面、契約先が発行し押印のある書類の写し等。
(4)の書類で、交付対象となる事業所がわかれば提出不要。
- (6) **令和4年1月～10月使用分の任意1ヶ月分の電気料金の支払いを証する書類**
- (7) **令和4年1月～10月使用分の任意1ヶ月分のガス料金(都市ガス・LPガス)の支払いを証する書類**
※交付対象となる事業所の、領収書や支払明細書等、明確な電気・ガス料金の支払いがわかる書類。
ただし、請求書のみや明確な電気・ガス料金の支払いがわからない書類は不可。
※電気とガスの使用月を同月にする必要はございません。
※領収書等の名義が申請者と異なる場合などには、(2)の書類の特別な事由欄に理由等をご記入ください。
- (8) 振込口座の通帳の写し（通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方）
- (9) [個人事業主] 身分証明証（運転免許証、個人番号カード、健康保険証等）
- (10) [法人：市内事業所が本店ではない場合] 市内事業所が本拠であることを証する書類
※各事業所の売上台帳の写し、事業所ごとに所属する従業員数等がわかる書類。

⑤ 申請期間

令和4年11月15日（火曜日）～令和5年1月31日（火曜日）まで

⑥ 申請先・問い合わせ先

必要書類を揃え、郵送か窓口にて提出してください。

【郵送先・問合せ先】

〒708-0004 津山市山北663 津山市役所東庁舎
津山市産業経済部 商業・交通政策課 TEL：(0868) 32-2081

【申請窓口】※受付時間は、平日の9時～12時、13時30分～17時

- ・津山市産業経済部 商業・交通政策課（津山市山北663 津山市役所東庁舎2階）
- ・津山商工会議所（津山市山下30-9）※商工会議所の受付時間は、平日の9時～12時、13時～16時
- ・作州津山商工会（津山市新野東567-9、南方中1690-1、加茂町塔中138-7）

※詳細は、津山市小規模事業者等物価高騰対策支援事業ホームページをご覧ください。

津山市小規模事業者等物価高騰対策支援事業



新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を見据えた知事メッセージ

新型コロナウイルス感染症の新規陽性者が増加傾向にあります。

また、この冬には、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されており、再び、医療提供体制がひっ迫する恐れがあります。

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、基本的な感染対策の徹底と同時流行への備えをお願いします。

○基本的な感染対策の徹底を

場面に応じたマスクの着用や、手洗い、手指消毒、3密（密閉・密集・密接）回避など、引き続き基本的な感染対策を徹底しましょう。

特に、暖房時でも定期的に空気を入れ替えるなど、換気を徹底しましょう。

○体調不良時の備えを

発熱等の体調不良時に備えて、抗原定性検査キット※や自宅療養に必要な解熱鎮痛薬等を、あらかじめ購入しておきましょう。

※「研究用」ではなく国が承認した「体外診断用医薬品」（医療用）

もしくは「第一類医薬品」（一般用）の抗原定性検査キット



県内の抗原定性検査キット（医療用）
販売対応薬局（岡山県薬剤師会）

○早期のワクチン接種を

新型コロナウイルス感染症、季節性インフルエンザそれぞれのワクチンについて早めに接種しましょう。

・新型コロナワクチン

発症や重症化を防ぐため、オミクロン株対応ワクチンの早めの接種をお願いします。

・インフルエンザワクチン

接種を希望される方は、早めの接種をお願いします。

令和4（2022）年11月17日

岡山県知事 伊原木 隆太

この冬は、ワクチン接種・新型コロナ抗原定性検査キット・解熱鎮痛薬の準備を

! 新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザが同時に流行すると、発熱外来がひっ迫する可能性があります。

感染が拡大する前の接種をご検討ください



- ・ **新型コロナワクチンの接種**
新型コロナワクチンの早期の接種をお願いします。
- ・ **インフルエンザワクチンの接種**
65歳以上の方などの定期接種対象者で、接種を希望される方は早めの接種をお願いします。



発熱などの体調不良時にそなえて、早めに購入しておきましょう



- ・ **新型コロナ抗原定性検査キット**
 - ・ **解熱鎮痛薬**
- かかりつけ薬剤師・薬局にお気軽にご相談ください。



あわせて確認しておきましょう

- ・ **電話相談窓口などの連絡先**
受診・相談センターなどお住まいの地域の相談窓口、「救急車利用マニュアル」の参照や#7119（救急要請相談）、#8000（こども医療相談）など
- その他、生活必需品なども用意しておきましょう。
(体温計・日持ちする食料（5〜7日分）など）



国が承認した新型コロナ抗原定性検査キットを選びましょう

「研究用」ではなく国が承認した「医療用」もしくは「一般用」のキットを使用してください。



国が承認した検査キットの一覧



医療用

一般用